

1月30日 大都市制度・広域連携促進特別委員会 田口一登議員  
総務環境委員会 岡田ゆき子議員

## 新たな大都市制度の検討 道州制が前提であってはならない

1月30日に行われた大都市制度・広域連携促進特別委員会と総務環境委員会で行われ新たな大都市制度についての説明が行われました。

### 特別自治市を目指す

名古屋市がめざす新たな大都市制度として、①圏域における自治体連携の促進、②「特別自治市」制度の創設、という2つの方向性が示されています。「特別自治市」は、現行は愛知県の事務とされているものも含めて名古屋市が一元的に担い、市域内のすべての地方税も名古屋市が一元的に徴収することが想定されています。いわば名古屋市の愛知県からの独立です。

「特別自治市」になると、市が行う行政サービスの範囲や対象が拡大し、組織も大きくなります。今でも大都市では、市民の声が行政に届きにくいのですが、ますます届きにくくなる恐れがあります。

そのため「基本的な考え方(案)」では、住民自治のさらなる充実が掲げられていますが、その仕組みづ

くりには踏み込んでいません。一方、国の地方制度調査会の答申では、区長に区職員の任命権や予算提案権などを付与する、区長を副市長並みの特別職化し、区長の公選制も検討する、区地域協議会などの仕組みについてはこれまで以上に活用すべきなどの具体的方策が提言されています。「特別自治市」制度の創設は、住民自治の仕組みづくりと一体に検討されなければなりません。

### 道州制はまだ提案されていない

「基本的な考え方(案)」では「道州制」には一言も触れていないので「特別自治市」と道州制との関連について質問したところ、総務局は「市町村間などの繁多など意見が分かれており法案はまだ提案されていない。道州制が導入されるかいなかにかかわらず進めたい」と答弁しました。

今年2月にパブリックコメントを実施し、4月に策定・公表される予定です。

1月30日 総務環境委員会  
岡田ゆき子議員

## 市役所本庁舎の保存・活用計画を策定

本庁舎の概要

敷地面積	20,757㎡	
建築面積	4,496㎡	
延床面積	25,732㎡	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
規模	塔屋	5階
	地上	5階
	地下	1階



本庁舎の歴史

時期	主な事項
昭和3年11月	昭和天皇即位御大典の記念行事として、本庁舎の建設が名古屋市会で決定
昭和5年1月	建築設計図案の公募を実施し、名古屋城との相性から応募総数559案の中から平林金吾氏の案を採用
昭和6年11月	着工
昭和8年9月	竣工
昭和26年10月	一部増築(東面4階・5階)
平成10年7月	国登録有形文化財(建造物)に登録
平成22年9月	耐震改修工事(免震補強)完了

1月30日の総務環境委員会では、「名古屋市役所本庁舎の保存活用計画」と陳情審査も行われました。

市役所本庁舎は登録有形文化財に登録され、文化財としての評価も得ながら、約1500人が勤務する庁舎です。庁舎機能を維持しながら創建当時の姿を後世に伝えることを基本とした計画を外部有識者の意見も聞きながら、今年度中に作りたい、との説明がありました。

### 陳情2件を審査

陳情審査では「JR北海道を国が支援することを求める意見書提出に関する陳情」「岩城正光氏の弁明書及び議会承認の撤回並びに議事録の削除を求める陳情」は、いずれも「聞き置く」となりました。なお、「岩城正光氏の・・・陳情」は、1月14日に陳情者が「死亡」したため、陳情書が読み上げられることもなく委員長から「聞きおく」が提案されました。